

## 議案第20号

### つくば市税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年 2月24日

つくば市長 市 原 健 一

### つくば市税条例の一部を改正する条例

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表1の項ウ中「この号において」を削る。

第46条第1項第3号及び第4号中「及び」を「又は」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「及び」を「若しくは」に、「又は」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「収益事業を営むものを除く」を「いずれも収益事業を行わないものに限る」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 一般社団法人又は一般財団法人（いずれも非営利型法人に該当し、かつ、収益事業を行わないものに限る。）

第62条中「（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後のつくば市税条例第46条の規定は、平成27年度以後の年度分の市民税について適用し、平成26年度分までの市民税については、なお従前の例による。

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前																
<p>第1条 - 第16条（略） （均等割の税率）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>	<p>第1条 - 第16条（略） （均等割の税率）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 580 898 627">法人の区分</th> <th data-bbox="904 580 1104 627">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 632 898 1050"> <p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下_____同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ（略）</p> <p>オ（略）</p> </td> <td data-bbox="904 632 1104 1050"> <p>年額 5万円</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="103 1054 1104 1145"> <p>~~~~~</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1150 898 1233"> <p>9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p> </td> <td data-bbox="904 1150 1104 1233"> <p>年額 300万円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下_____同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ（略）</p> <p>オ（略）</p>	<p>年額 5万円</p>	<p>~~~~~</p>		<p>9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 300万円</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 580 1928 627">法人の区分</th> <th data-bbox="1935 580 2134 627">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 632 1928 1050"> <p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下<u>この号</u>において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ（略）</p> <p>オ（略）</p> </td> <td data-bbox="1935 632 2134 1050"> <p>年額 5万円</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 1054 2134 1145"> <p>~~~~~</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1150 1928 1233"> <p>9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p> </td> <td data-bbox="1935 1150 2134 1233"> <p>年額 300万円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下<u>この号</u>において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ（略）</p> <p>オ（略）</p>	<p>年額 5万円</p>	<p>~~~~~</p>		<p>9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 300万円</p>
法人の区分	税率																
<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下_____同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ（略）</p> <p>オ（略）</p>	<p>年額 5万円</p>																
<p>~~~~~</p>																	
<p>9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 300万円</p>																
法人の区分	税率																
<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下<u>この号</u>において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ（略）</p> <p>オ（略）</p>	<p>年額 5万円</p>																
<p>~~~~~</p>																	
<p>9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 300万円</p>																
<p>3（略）</p> <p>第18条 - 第45条（略） （市民税の減免）</p> <p>第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があ</p>	<p>3（略）</p> <p>第18条 - 第45条（略） （市民税の減免）</p> <p>第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があ</p>																

ると認めるものに対し，市民税を減免する。

(1)・(2) (略)

(3) 学生又は生徒

(4) 公益社団法人又は公益財団法人

(5) 一般社団法人又は一般財団法人(いずれも非営利型法人に該当し，かつ，収益事業を行わないものに限る。)

(6) 管理組合法人若しくは団地管理組合法人，地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体，政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党若しくは政治団体又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(いずれも収益事業を行わないものに限る。)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2・3 (略)

第47条 - 第61条 (略)

第62条 法第348条第2項第9号，第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は，土地については第1号及び第2号に，家屋については第3号及び第4号に，償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を，当該土地，家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人，公益社団法人若しくは公益財団法人，宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの，医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者，令第49条の10第1項に規定する医療法人，公益社団法人若しくは公益財団法人，一般社団法人(非営利型法人

ると認めるものに対し，市民税を減免する。

(1)・(2) (略)

(3) 学生及び生徒

(4) 公益社団法人及び公益財団法人

(5) 管理組合法人及び団地管理組合法人，地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体，政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(収益事業を営むものを除く。)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2・3 (略)

第47条 - 第61条 (略)

第62条 法第348条第2項第9号，第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は，土地については第1号及び第2号に，家屋については第3号及び第4号に，償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を，当該土地，家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人，公益社団法人若しくは公益財団法人，宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの，医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者，令第49条の10第1項に規定する医療法人，公益社団法人若しくは公益財団法人，一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条

\_\_\_\_\_に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。),社会福祉法人,独立行政法人労働者健康福祉機構,健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師,准看護師,歯科衛生士,歯科技工士,助産師,臨床検査技師,理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの,公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの,公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地,家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して,市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

第63条 (以下略)

において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。),社会福祉法人,独立行政法人労働者健康福祉機構,健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師,准看護師,歯科衛生士,歯科技工士,助産師,臨床検査技師,理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの,公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの,公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地,家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して,市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

第63条 (以下略)